

資料 3

令和6年10月10日

芦屋町電子入札心得

(目的)

第1条 芦屋町（事務委託協定分含む）が発注する建設工事又は測量・建設コンサルタント等に係る委託における一般（指名）競争入札等のうち、電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）の取扱いについては、地方自治法、地方公営企業法、同法施行令、芦屋町財務規則、芦屋町モーターボート競走事業財務規程、芦屋町電子入札実施要綱、工事関係契約事務取扱要領、その他関係法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(設計図書等の配布)

第2条 設計書、仕様書、図面等（以下「設計図書等」という。）の設計図書等は、原則として入札情報公開システム（発注情報、入札結果に関する情報等をインターネット上に公開するシステムをいう。）で配布するものとする。ただし、これにより難い場合は、入札担当主管課において配布するものとする。

(内訳書の作成)

第3条 入札参加者は、見積に当たっては設計図書等の内容をよく確認し、入札金額の積算内訳（数量、単価及び金額）を明らかにしたもの（以下「内訳書」という。）の電子ファイルを作成し、入札書の登録時に添付して提出しなければならない。なお、電子ファイルはマイクロソフト社のワード若しくはエクセル又はアドビシステムズ社のacrobat（PDF作成ツール）により開くことができる形式でなければならない。ただし、町長が他の作成ツールを指定する場合は、この限りでない。

(入札の方法等)

第4条 入札参加者は、設計図書等及び現場を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、設計図書等について質疑があるときは、入札書受付締切日の2開庁日前の午前11時までに、関係職員の説明を求めることがある。ただし、質疑の受付締切日時（入札説明書説明請求期限）を別途指定する場合は、この限りではない。

- 2 入札書は、公告又は通知書に示した日時までに、電子入札システムに入札金額及び電子くじ番号を登録して提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を減算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）で入札しなければならない。

- 4 入札金額は、内訳書の合計金額と一致しなければならない。
- 5 入札参加者は、入札書等を提出した後は書換え、引換又は撤回することはできない。

(一般競争入札参加資格確認申請書等の提出)

第5条 入札参加者は、一般競争入札の場合においては、電子入札システムにより、町長が指定した日時までに、一般競争入札参加資格確認申請書及び入札公告等で求められた添付資料（以下「一般競争入札参加資格確認申請書等」という。）を提出しなければならない。ただし、一般競争入札参加資格確認申請書等について紙媒体での提出を指定している場合又はファイル容量超過等により電子入札システムで添付できない場合には、紙媒体を入札担当主管課に持参して提出するものとする。

- 2 入札参加者は、提出期間終了後は提出した一般競争入札参加資格確認申請書等を書換え、引換又は撤回することはできない。

(指名通知書の確認)

第6条 指名競争入札の場合においては、指名通知書は、原則として電子入札システムで送信するものとする。

- 2 入札参加者は、指名通知書の確認後、電子入札システムで受領確認書を送信するものとする。
- 3 前2項に規定する電子入札システムにより難い場合は、FAX等で送信するものとする。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者が入札を辞退する場合は、入札書受付締切日の午後5時までに、電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。ただし、辞退届受付締切日時を別途指定する場合は、この限りではない。なお、入札書等の提出後、やむを得ないと認められる場合には、入札執行（開札）までの間は辞退することができる。

- 2 入札参加者は、辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(紙入札書等の取扱い)

第8条 紙入札により入札に参加する業者（以下「紙入札業者」という。）は、紙入札方式参加届出書（芦屋町電子入札実施要綱様式第1号）を入札公告等に記載された入札書受付締切日の午後5時までに、入札担当主管課に提出するものとする。ただし、紙入札方式参加届出書の受付締切日時を別途指定する場合は、この限りではない。

- 2 紙入札用入札書（芦屋町電子入札実施要綱様式第2号。以下「紙入札書」という。）は

本町指定の様式を使用するものとする。なお、随意契約による場合は、「入札」を「見積」と読み替える。

- 3 紙入札業者は、紙入札用入札書及び内訳書等の入札参加必要書類（以下「入札参加必要書類」という。）を記名押印のうえ封入し、次条にて指定する方法により、入札公告等に記載された入札書受付締切日の午後5時までに、入札担当主管課に提出しなければならない。ただし、紙入札用入札書及び入札参加必要書類の受付締切日時を別途指定する場合は、この限りではない。
- 4 紙入札書には、電子くじを適用する場合の電子くじ入力番号（任意の3桁の数字）を記載するものとし、記載がない場合、くじ入力番号は「000」として取り扱うものとする。
- 5 紙入札業者が入札を辞退する場合は、辞退届を入札書受付締切日の午後5時までに、入札担当主管課に提出するものとする。ただし、辞退届の受付締切日時を別途指定する場合は、この限りではない。なお、入札書等の提出後、やむを得ないと認められる場合には、入札執行（開札）までの間は辞退することができる。
- 6 紙入札業者は、辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。

（紙入札書等の提出方法）

- 第9条 紙入札書及び入札参加必要書類は、封入しなければならない。
- 2 紙入札書及び入札参加必要書類を提出する封筒は、表側に入札案件名、入札日及び「紙入札書在中」の文言を記載するとともに、裏側に差出人の所在地、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、封印（3か所割印）しなければならない。
 - 3 提出した紙入札書等は書換え、引換え又は撤回することはできない。

（入札の取りやめ等）

- 第10条 町長は、システムに障害、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期若しくは中止することができる。
- 2 入札者が協定して入札したと認められるとき又は入札に際し不正があると認められるときは、入札の中止、延期又は取消を行うことができる。
 - 3 予定価格を事前公表とした場合、入札者が1者の場合は、入札を中止する。

（無効の入札）

- 第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 所定の日時までに所定の場所に到着しない入札
 - (3) 入札者が協定していたと認められる入札
 - (4) 同一事項の入札について、電子入札と紙入札を二重にした入札
 - (5) I Cカードを不正に取得した者がした入札

- (6) 不正の目的を持ってＩＣカードを使用した入札
- (7) 最低制限価格を設定した場合において、最低制限価格を下回る入札
- (8) 公表する予定価格を上回る入札
- (9) 内訳書の添付がない入札、又は添付された内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税を除く。）と入札金額が一致しない入札。
- (10) 記名押印を欠く入札（紙入札の場合に限る。）
- (11) 金額の重複記載及び訂正した入札（紙入札の場合に限る。）
- (12) 誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭である入札（紙入札の場合に限る。）
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

（落札者の決定）

第12条 予定価格以下で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けている場合は、予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 町長は、落札者を決定し、その結果を入札者に通知するときは、入札参加者に落札決定通知書を電子入札システムにより送信することにより行うものとする。なお、紙入札業者については、落札者のみに口頭等で通知を行う。

（同価格の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定）

第13条 開札の結果、落札となるべき金額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに電子くじを行い落札者を決定するものとする。

（異議の申立て）

第14条 入札をした者は、入札後、この心得、入札公告等及び設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。